

教育課程	第4分科会 研究課題	知性・創造性 知性・創造性を育むカリキュラム・ マネジメントと校長の在り方
------	---------------	---

分科会の趣旨

研究の視点

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中で、学校は、子どもたちに「生きる力」を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識や技能の習得、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の育成に向けての教育課程を編成していくことが求められている。さらに、創意ある教育課程の編成・実施・評価・改善を進め、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」にしていくことも求められている。

こうした状況の中で学校においては、地域と連携・協働して、子どもたちが社会の変化に主体的に関わり、課題解決を図るしなやかな知性と豊かな創造性を発揮できるようにしていく必要がある。

そこで、校長は、教育課程を編成し、その成果と課題の把握に努め、その結果をもとに、教育課程の改善を図り、21世紀を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育成する創意ある教育の推進に向けて積極的に取り組むことが重要である。そのためには、教育課程のPDCAサイクルの確立や地域などの外部資源の効果的な活用等、社会に開かれた創意ある教育課程にしていくためのカリキュラム・マネジメントが求められる。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、しなやかな知性と豊かな創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善についての具体的方策と成果を明らかにする。

(1) しなやかな知性と豊かな創造性の育成

子どもたちが、様々な変化や課題に立ち向かい乗り越えるためには、自ら獲得した知識・技能の中からその状況に応じて必要なものを活用し、先の見通しをもって課題を解決してこうとする柔軟な思考や粘り強さと先見性を身に付けることができるようにしたい。

そのためには、学習指導が柔軟な思考や粘り強さ、先見性につながるものとして展開される必要がある。そして、更なる学習指導の充実・改善のための評価が重要となる。

このような視点から、しなやかな知性と豊かな創造性を育む学習指導と評価の在り方を明らかにしていくための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) しなやかな知性と豊かな創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善

子どもたちに今日的な課題を克服していく力を身に付けることができるようにするためには、全教職員が子どもたちに育成すべき資質・能力について共通理解を深めるとともに、そのために必要な学習指導の工夫や教材の開発について協働して取り組み、実践の結果を基に教育課程の見直しを常に図っていく仕組みを確立する必要がある。

そのために校長は、しなやかな知性と豊かな創造性を育むための教育課程編成上の課題を明確にし、地域と連携・協働を図り、絶えずより望ましい学習活動等の充実・改善を図ることが大切である。

このような視点から、しなやかな知性と豊かな創造性を育む教育課程を編成・実施・評価・改善していくための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第4分科会 「知性・創造性」

研究課題 「知性・創造性を育むカリキュラム・マネジメントと校長の在り方」

1. 「研究課題」のもつ今日的課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。

「知識基盤社会」の特質としては、例えば、知識には国境がなく、グローバル化が一層進む、知識は日進月歩であり、競争と革新が絶え間なく生まれる、知識の進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になる、性別や年齢を問わず参画することが促進される、などを挙げることができる。

このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなどの知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させるとともに、異なる文化・文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。

こうした社会において、自己責任を果たし、他者と切磋琢磨しつつ一定の役割を果たすためには、基礎・基本的な知識・技術の習得やそれらを活用して課題を見出し、解決するための思考力・判断力・表現力が必要である。しかも、知識・技能は、陳腐化しないよう常に更新する必要があることから、生涯にわたって学ぶことが求められており、学校はそのための重要な基盤である。

学習指導要領の次期改訂の基本方針では以下のように述べている。(平成28年8月1日中央教育審議会教育課程企画特別部会資料より)

教育基本法や学校教育法が目指す普遍的な教育の根幹を踏まえ、グローバル化の進展や人工知能(AI)の飛躍的な進化など、社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会の中でも、伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を子供たち一人一人に確実に育む学校教育を実現。“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」を実現。

AIも学習し進化する時代において、人間が学ぶことの本質的な意義や強みを問い直し、これまで改訂の中心であった「何を学ぶか」という指導内容の見直しに加えて、「どのように学ぶか」「何ができるようにするか」の視点から学習指導要領を改善。

持続可能な開発のための教育(ESD)等の考え方も踏まえつつ、社会において自立的に生きるために必要な「生きる力」を育むという理念のさらなる具体化を図るため、学校教育を通じてどのような資質・能力が身に付くのかを、以下の三つの柱に沿って明確化。

生きて働く「知識・技能」の習得

未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成

学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養

このようなことを踏まえ校長は、教師の指導力の向上や、学習規律の確立・家庭学習の習慣化を図り、基礎的・基本的技能の確実な習得及び知識・技能の活用や思考力・表現力・判断力を身に付けるなど、しなやかな知性と豊かな創造性を育成するとともに、それらを育成するためのカリキュラム・マネジメントの実施を促進していかなければならない。

2. 「研究主題」を究明する視点

(1) しなやかな知性と豊かな創造性の育成

- ・基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させる学習活動
- ・思考力・判断力・表現力などを育み、主体的に学習に取り組む態度を養う学習活動

(2) しなやかな知性と豊かな創造性を育む教育課程の編成・実施・評価・改善

- ・基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得及びそれらを活用して問題の解決に当たる能力を身に付ける学習指導の在り方
- ・しなやかな知性と豊かな創造性を育むための教育課程の編成・実施・評価・改善

3. 分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

教育振興基本計画

平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定

1. 社会を生き抜く力の養成

(1) 主として初等中等教育段階の児童生徒等を対象にした取組

基本施策 1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

【基本的考え方】

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図る。その際、特に、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視する。

このため、グループ学習やICTの活用等による協働型・双方向型の授業への革新、学校と家庭・地域との連携の推進を図りつつ、新学習指導要領を着実に実施する。

平成 27 年度 文部科学白書 文部科学省

1 確かな学力を育む

(1) 学習指導要領の基本的な考え方

現行の学習指導要領のポイントとしては、例えば、次の七つの点が挙げられます。

言語活動の充実

言語は、論理や思考などの知的活動、コミュニケーション、感性・情緒などの基盤です。児童生徒一人一人の思考力・判断力・表現力等を育むためには、国語科をはじめ各教科などで記録、説明、批評、論述、討論などの言語活動の充実を図ることが有効と考えられます。各学校における言語活動の充実を支援するため、これまで、言語活動の充実に関するイラストやポスターを小・中・高等学校や教育委員会に配布するとともに、「言語活動の充実に関する指導事例集」を作成し、教育委員会等への配布を行いました。平成27年度は、言語活動の充実に関する実践研究を行い、指定地域における言語活動の授業実践や校内研修の取組について、成果をまとめました。

理数教育の充実

次代を担う科学技術系人材の育成や国民一人一人の科学に関する基礎的素養の向上を図るため、理数好きな子供の裾野の拡大や子供の才能を見いだし伸ばす施策を充実するなど科学技術・理数教育を充実するための施策を総合的に推進しています。

伝統や文化に関する教育の充実

国際社会で活躍する日本人の育成を図るためには、我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、その良さを継承・発展させるための教育を充実することが必要です。このため、学習指導要領では、各教科等で我が国の伝統や文化についての理解を深める学習を充実しています。例えば、「国語」では、神話・伝承や古文・漢文に関する学習（小学校）を充実するとともに、「美術」では我が国の美術文化に関する学習（中学校）を、「音楽」では我が国の伝統的な歌唱や和楽器に関する学習（中学校）を充実しています。

体験活動の充実

文部科学省では、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、「健全育成のための体験活動推進事業」を実施し、学校による宿泊体験活動の取組等を支援するとともに、農林水産省、総

務省，環境省と連携して子供の農山漁村宿泊体験などを推進しています。

道徳教育の充実

学校教育では，調和の取れた人間の育成を目指して，子供たちの発達段階に応じた道徳教育を展開することとしています。文部科学省では，平成27年3月に学習指導要領の一部改正等を行い，道徳の時間を「特別の教科 道徳」（「道徳科」）に位置付けました。道徳科は，小学校では30年度から，中学校では31年度からそれぞれ実施されます。このほか，各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため，地方公共団体の多様な取組を支援しています。

グローバル人材の育成に向けた教育の充実

初等中等教育段階から国際的な視野を持つグローバル人材を育成するため，文部科学省では，小・中・高等学校を通じた外国語教育の強化，高校生の海外留学の促進，スーパーグローバルハイスクール（SGH）の指定や国際理解教育の推進に取り組んでいます。また，海外で学ぶ子供や帰国・外国人児童生徒等に対する教育の充実に取り組んでいます。

学習評価

学習評価は，児童生徒の学習状況を検証し，結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能を有するものです。学習評価を通じて，学習指導要領に示す内容が児童生徒一人一人に確実に身に付いているかどうかを適切に評価し，その後の学習指導の改善に生かしていくとともに，学校の教育活動全体の改善に結び付けていくことが重要です。このため，文部科学省では，各学校における学習評価が円滑に行われるよう，各都道府県教育委員会等に対する通知（「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（平成22年5月11日付け 初等中等教育局長通知）」）を発出し，学習指導要領を踏まえた学習評価の考え方についての周知・徹底を図っています。各学校では，校長のリーダーシップの下で，国や教育委員会等が示す評価に関する資料を参考にしながら，児童生徒の学習状況を判断する際の目安となる評価規準を適切に設定するとともに，評価方法の工夫改善や評価結果の教師同士での検討，実践事例の継承などに，組織的・計画的に取り組むことが求められています。また，学校では，保護者などに対し，児童生徒に対する学習評価の考え方などを事前に説明するとともに，通信簿などを通じ，子供たちの学習状況についてより丁寧に説明するなどの取組も進められています。

次期学習指導要領等に向けたこれまでのまとめについて（報告）

文部科学省教育課程部会 平成28年8月26日

次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ（ - 目次 - ）

はじめに	1
第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性	2
1. これまでの学習指導要領等改訂の経緯と子供たちの現状	2
2. 2030年の社会と子供たちの未来	7
3. 子供たちに求められる資質・能力と教育課程の課題	10
4. 学習指導要領等の枠組みの改善と「社会に開かれた教育課程」	16
（1）「社会に開かれた教育課程」の実現	16
（2）学習指導要領等の改善の方向性	17

学習指導要領等の枠組みの見直し	18
教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す	
「カリキュラム・マネジメント」の実現	20
「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）	23
5. 何ができるようになるか - 育成を目指す資質・能力 -	24
（1）育成を目指す資質・能力についての基本的な考え方	24
（2）全ての教科等や諸課題に関する資質・能力に共通する要素	25
（3）教科等を学ぶ意義の明確化	31
（4）教科等を越えた全ての学習の基盤として育まれ活用される資質・能力	34
（5）現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力	38
6. 何を学ぶか - 教科等を学ぶ意義と、 教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成 -	42
7. どのように学ぶか - 各教科等の指導計画の作成と実施，学習・指導の改善・充実 -	43
8. 子供一人一人の発達をどのように支援するか - 子供の発達を踏まえた指導 -	50
9. 何が身に付いたか - 学習評価の充実 -	56
10. 実施するために何が必要か - 学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策 - ..	59
（1）「次世代の学校・地域」創生プランとの連携	60
（2）学習指導要領等の実施に必要な諸条件の整備	61
（3）社会との連携・協働を通じた学習指導要領等の実施	65

次期学習指導要領

平成 29 年 3 月 文部科学省

第 1 章 総則

第 1 小学校教育の基本と教育課程の役割

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。
- 2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第 3 の 1 に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。
 - (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること。
 - (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、

外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて，児童の発達の段階を考慮して，適切な指導を行うこと。道徳教育は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，自己の生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。道徳教育を進めるに当たっては，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，豊かな心をもち，伝統と文化を尊重し，それらを育ててきた我が国と郷土を愛し，個性豊かな文化の創造を図るとともに，平和で民主的な国家及び社会の形成者として，公共の精神を尊び，社会及び国家の発展に努め，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を，児童の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に，学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，体育科，家庭科及び特別活動の時間はもとより，各教科，道徳科，外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また，それらの指導を通して，家庭や地域社会との連携を図りながら，日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り，豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に，生きる力を育むことを目指すに当たっては，学校教育全体並びに各教科，道徳科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし，第2の3の(2)のア及びウにおいて，特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にししながら，教育活動の充実に努めるものとする。その際，児童の発達の段階や特性等を踏まえつつ，次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。

(2) 思考力，判断力，表現力等を育成すること。

(3) 学びに向かう力，人間性等を涵養すること。

4 各学校においては，児童や学校，地域の実態を適切に把握し，教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと，教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと，教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して，教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。